

佐賀県建設工事共同企業体取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事（以下「県工事」という。）の確実かつ円滑な施工を図ることを目的として結成する共同企業体の基本的要件、結成手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(施工対象工事)

第2条 共同企業体により競争を行わせることができる工事は、次の各号のとおりとする。

- 一 土木一式工事にあつては設計金額が3億円以上
- 二 建築一式工事にあつては設計金額が5億円以上
- 三 電気工事、管工事にあつては設計金額が1億円以上
- 四 その他知事が認めるものにあつては設計金額が1億円以上

(構成員数)

第3条 共同企業体を構成する建設業者（以下「構成員」という。）の数は、2又は3社とし、工事ごとに定めるものとする。ただし、設計金額が一定規模以上の大規模工事で、発注部局長が必要と認める工事については、この限りではない。

(構成員の組合せ)

第4条 構成員の組合せは、発注工事に対応する業種に係る等級区分が最上位等級に認定されている者の組合せ、あるいは最上位等級及び第2位等級に認定されている者の組合せとする。

- 2 構成員は原則として県内業者とする。ただし、高度な技術を要する工事や特殊工事等については、県外業者を構成員とすることができるものとし、また、県工事の性質上真にやむを得ない場合に限り県外業者のみを構成員とすることができるものとする。

(構成員の要件)

第5条 すべての構成員は、次の各号の要件を満たすものとする。

- 一 当該工事に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること。
- 二 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、かつ、当該工事と同種工事の施工実績を有しなければならないものとして、工事主務課長（所長）が工事ごとに定める工事の施工実績に関する要件を満たすこと。

三 建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得るものであること。

(形態及び出資比率)

第6条 共同企業体の形態は共同施工方式(甲型)とし、構成員の出資割合は各構成員の工事に関与する割合に応じて定め、各構成員の施工能力を反映した適正なものとする。

また、すべての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

(例: 2社の場合、最低30パーセント以上)

(代表者)

第7条 代表者は、同一の等級の者の間ではより大きな施工能力を有する者、等級の異なる者の間では上位の等級の者であるものとする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(結成手続き)

第8条 工事主務課長(所長)は、共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ、その旨及び次の各号に掲げる事項を公示し、これにより資格認定の申請を行わせるものとする。

一 共同企業体により競争を行わせる工事である旨及び当該工事名

二 工事場所

三 工事の概要

四 共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の要件、出資比率要件及び代表者要件

五 認定資格の有効期間

六 資格審査申請に必要な書類

七 資格審査申請の受付期間及び受付場所

八 その他工事主務課長(所長)が必要と認める事項

2 資格認定の申請を行おうとする共同企業体は、次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

一 共同企業体協定書 (様式第1号)

二 共同企業体編成表 (様式第2号)

三 その他資格審査に必要と認める書類

(資格審査等)

第9条 前条の規定により資格審査申請があった共同企業体について資格審査を行い、適格なものを有資格共同企業体として認定する。

2 前項による認定は、認定の対象となった工事についてのみ有効とするものとする。

(特定建設業の許可の有無)

第10条 共同企業体による工事の施工において建設業法施行令第2条に定める金額以上となる下請契約は、構成員のうち1社以上（できる限り当該共同企業体の代表者が含まれていること。）が建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けたものである場合に限り締結できるものとする。

(存続期間等)

第11条 県工事の契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、原則として当該工事に係る請負契約の履行後3月を経過した日までとするが、必要がある場合は請負契約の履行後12月以内までとすることができる。

ただし、当該期間満了後において、当該工事につき、契約不適合責任がある場合は、各構成員は連帯してその責めを負うものとする。

2 当該工事につき結成された共同企業体のうち、契約の相手方とならなかったものは、当該工事に係る請負契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

(補 則)

第12条 この要領に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は知事が定める。

附 則

1 この要領は平成6年6月1日から施行する。

2 従前の佐賀県建設工事共同企業体取扱要領（平成元年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要領は平成9年6月1日から施行する。

附 則

この要領は平成14年6月21日から施行する。

附 則

この要領は平成16年6月11日から施行する。

附 則

この要領は平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は平成31年3月20日から施行する。

附 則

この要領は令和2年6月24日から施行する。